

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、教職員は、いじめは「どこでもいつでも起こりうる」という認識をもつとともに、いじめは「絶対に許さない」という共通の姿勢でいじめ防止に向けて取り組む。

そのために、教職員の研修を充実させ、児童理解に努めたり、家庭や地域との情報交換や相談を密に行ったりする。また、教職員と児童、児童と児童とのふれあいを大切に、安らぎのある学級・学年・学校経営に努める。さらに児童自身の自己肯定感を高めるために、一人一人を生かした分かる授業、できる授業を心がけ、集団の中で児童が活躍できる特別活動、規範意識を育てる道徳教育にも力を入れる。加えて、児童自身がいじめをより深く理解し、傍観することなく自分のこととして考え、主体的に防止できるよう、様々な場面で啓発や学習をしていく。

なお、校内組織「いじめ・不登校対策委員会」を生かし、日頃から相談活動を充実したり、関係機関との連携を図ったりして、いじめの未然防止、問題の早期発見・解決に取り組む。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的に開催する。情報交換を行い、いじめを未然に防いだり、早期発見につなげたりするとともに、教職員研修や相談活動、いじめアンケート等の取り組みの様子や内容について検討する。

校長、教頭、教務・校務主任、いじめ不登校対策担当、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、学年主任等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー（ハートフル相談員）、「ゆずりは」などの心理に関する専門家を加える。

また、重大事態の発生に際しては、市教委に報告する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・児童いじめアンケート、保護者アンケート、学校評価アンケート及び教育相談から本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。また、アンケートや相談活動の実施時期や方法についても検討する。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「いじめ防止基本方針」を周知し、教職員相互の共通理解を図る。
- ・アンケートや教育相談の結果を集約、分析し、対策の検討を行う。
- ・校内現職教育を企画、運営し、教職員の研修を深める。

③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取

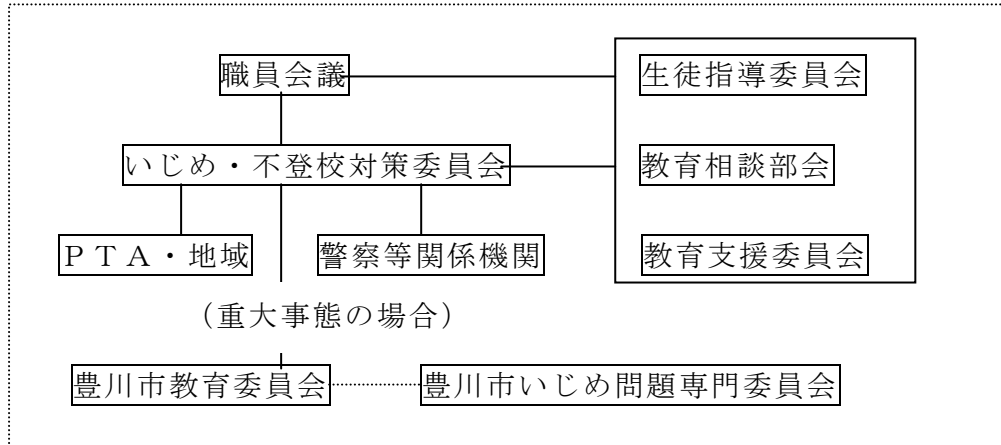
- ・学校便りや学年通信、ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。特に、学校評価については、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を評価項目に位置付けていく。

④ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合や、その疑いがあるとの情報が入った場合、事実関係の把握

- に努め、いじめを受けた側に立ち、問題解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応は、学級担任を含めたメンバー構成を検討し、被害者及び加害者、また、その保護者に迅速に対応する。事案に応じて、関係機関との連携を図る。
 - ・ 問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめ・不登校対策委員会の組織



3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

児童が発する小さなサインを見逃さないように、日頃から教職員全体で児童の様子を観察・情報交換し、早期発見に努める。定期的に全児童を対象にいじめアンケート調査、相談活動の時間を設け、児童の悩みを共感的に受容する。

(1) いじめの未然防止

- ①教職員と児童、児童と児童のふれあいを密にし、共感的な人間関係で結ばれた、安らぎのある学級・学年・学校経営に努める。
- ②一人一人を生かした授業、分かる授業を心がけ、授業の中で「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育てる。
- ③共同の活動や体験を通して、社会性を育てるとともに、学校生活のルールやマナー、学習規律を身につけさせる。また、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実を図り、児童の「自己肯定感」「思いやりの心」「生命の尊厳」といった心情を育み、高めるなど、「心の教育」を重視する。
- ④情報モラル教育を推進し、児童がネットやSNSなどの危険性および正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットによるいじめの加害者及び被害者とならないように努める。

(2) いじめの早期発見

- ①いじめアンケート調査を毎学期（年2回）実施する。併せて1・2学期は教育相談を全児童を対象に学級担任が行うとともに、保護者アンケートを実施する。3学期は必要と認める児童を対象に教育相談を実施し、児童の状況把握に努める。また、相談ポストを常設し、児童が担任以外の教職員とも随時相談できるようにする。
- ②教職員と児童・保護者の情報交換を大切にし、信頼関係づくりに努め、いじめ等の問題について相談しやすい環境を整える。また、必要に応じて、児童及び保護者とスクールカウンセラー（ハートフル相談員）が相談できるようにする。
- ③いじめ相談ダイヤル等の電話や外部の相談機関を児童・保護者に紹介し、学校外で

も相談できる環境を整える。

(3) いじめへの対応

- ①いじめの発見や通報を受けたら、学級担任を含めた「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、すみやかに事実を確認、対処する。また、教育委員会へ報告する。
- ②いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止に努め、児童への指導助言を行うとともに、いじめを受けた児童や保護者への支援を行う。
- ③教職員の共通理解を図り、必要に応じて、保護者の協力を得、スクールカウンセラー(ハートフル相談員)、児童相談所、警察署等の関係機関と連携し、対応する。
- ④いじめに関係した集団に対し、積極的にはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない集団づくりを行う。
- ⑤ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や法務局とも連携して対処する。

(4) 家庭・地域との連携

保護者や地域の方々が児童による子どもへのいじめやその疑いを察知した場合は、速やかに学校や関係機関と連携・相談できるよう、日頃から信頼関係を築いていく。

そうした中で、家庭や地域においていじめについて深く理解をし、自分の子どもや地域の子どものがいじめられたりいじめを行ったりすることのないように、児童の小さな変化を見逃さず、見守り・指導・連絡・相談等の協力を得る。

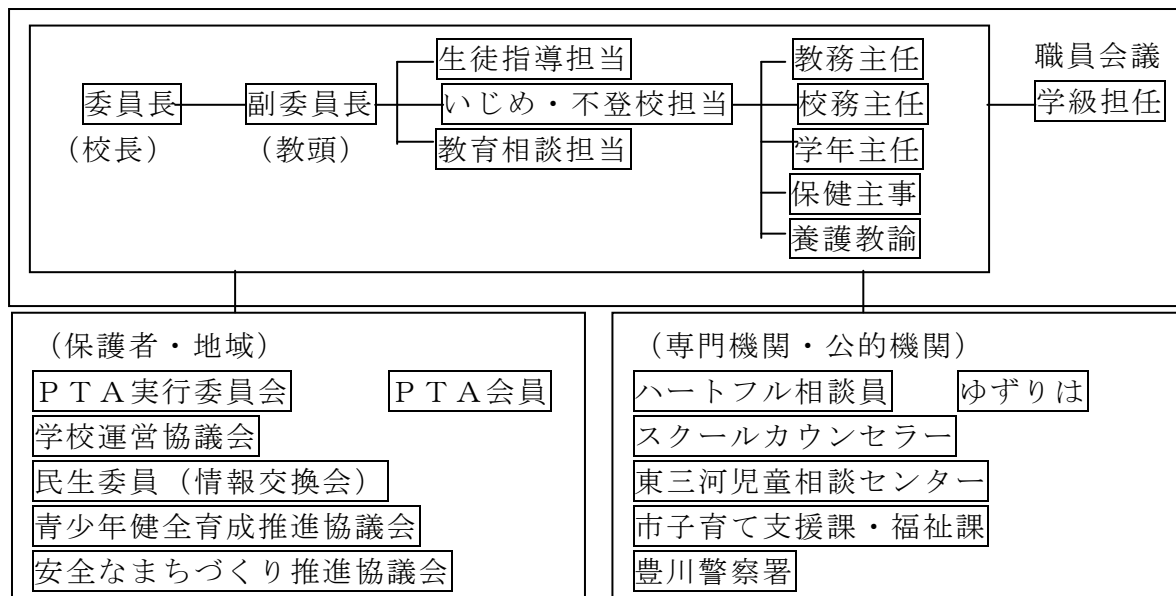
いじめ防止等に関する見守り・指導・連絡・相談等については、PTAや地域団体、学校運営協議会、青少年健全育成協議会等と連携し、情報や問題を共有し、学校・家庭・地域と三位一体で対処する。常に地域社会で児童を見守り、健やかな成長を促していくという意識を高める。

(5) 重大事態の対処

児童の生命・心身または財産に重大な被害があったり、いじめにより児童が相当の期間欠席を余儀なくされていたり、多人数によるいじめが相当期間継続していたりする重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をする。学校が調査主体となった場合は、次のようにする。

- ①学校に重大事態の調査組織を設置
- ②事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
- ④調査結果を教育委員会に報告
- ⑤調査結果をふまえた必要な措置

学校いじめ防止 校内資料



1 未然防止のための普段の取り組み

①学級担任

- ・ 普段からいじめ問題に触れ、「いじめは絶対許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・ 不適切な認識や言動がないように心がけ、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ・ 学級集団をいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたい児童理解と分かる授業づくりを行う。

②養護教諭

- ・ 教育活動の様々な場面で、命の大切さを取り上げる。

③いじめ・不登校対策担当教員、教育相談担当教員・生徒指導担当教員

- ・ いじめ問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ・ 日頃から、関係諸機関との情報交換や連携に取り組む。

④校長・教頭

- ・ 全校集会、人権講話などの機会に、いじめ問題に触れ、いじめを許さない雰囲気を学校に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を見通し、道徳教育や人権教育、特別支援教育の充実、読書活動、体験活動、異学年交流等を計画的に推進する。

2 早期発見のための措置

①学級担任

- ・ 日頃から児童を見守り、信頼関係の構築に努め、児童の小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・ 休み時間や放課後の児童との会話や連絡帳、日記等を活用し、交友関係や悩みを把握したり、保護者との連絡を適切に行ったりする。
- ・ 教育相談や家庭訪問、懇談会等の機会を活用し、相談活動を充実させる。

②養護教諭

- ・保健室を利用する児童との会話の中で、その様子に目を配るとともに、普段と様子が違うと感じたときは、悩みを聞いたり、相談に乗ったりする。

③いじめ・不登校対策担当教員、教育相談担当教員・生徒指導担当教員

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー(ハートフル相談員)等による相談室の利用、いじめ相談窓口について周知する。
- ・校内巡視や校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

④校長・教頭

- ・児童、保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における相談活動が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

①情報収集

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合には、複数の教職員が直ちにその場に駆けつける。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞く。
- ・派遣・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握を行う。他の児童の目に触れないように、聞き取りの場所や時間に慎重な配慮を行う。
- ・加害者が複数いる場合は、複数の教職員が同時刻に個別に聞き取りを行う。
- ・得られた情報は確実に記録に残す。

②指導・支援体制

- ・学級担任を含めた「いじめ・不登校対策委員会」を開き、事実を確認し、役割分担を行う。現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。
 - いじめられた児童やいじめた児童への対応
 - それぞれの保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関との連携の必要性の有無
(児童の生命・身体・財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。)

※いじめられた児童に対応する教員

- いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

※いじめた児童に対応する職員

- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、

所轄警察署とも連携して対応する。

- いじめた児童が抱える問題、いじめの背景（家庭環境・交友関係等）にも目を向ける。
- 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む。

※保護者との連携

- 家庭訪問（加害者・被害者とも＝複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聞き取り調査やアンケート調査等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

※学級担任

- 学級（学年）で話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- 同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

※いじめ・不登校対策委員会の組織として

- 状況に応じて、スクールカウンセラー、警察官経験者等の協力を得、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。また、重大事態については、市教委に報告を行うとともに、連携して
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童の進学や進級、転学に当たって、適切に引継ぎを行う。